

●●市高齢者医薬品適正使用推進委員会規程

(令和4年度高齢者医薬品適正使用推進事業に係る地域調査事業にて作成した規程を
改変)

【目的】

●●市健康福祉課、●●市域の医師会及び薬剤師会、全国健康保険協会●●支部が連携協定を締結し、対象者（特定の年齢に達した高齢者でかつ一定数以上の薬剤が処方された方）に対して、服薬情報のお知らせ文書を送付し、それを保険薬局に持参された方を対象として、ポリファーマシー対策を行ってきた。本委員会はこれまでの●●市域ポリファーマシー事業の経験を踏まえたうえでの地域におけるポリファーマシー対策を実践することを目的とする。

【体制】

一般社団法人●●市薬剤師会役員及び一般社団法人●●市医師会役員から委員を選出する。

【運営】

年4回の会議及びメーリングリストによる報告と意見交換、一般社団法人●●市薬剤師会、一般社団法人●●市医師会会員へのポリファーマシー対策に関する研修会、症例検討会を開催し、各会員への啓発活動を行う。

【継続的な取り組み】

期間終了後は一般社団法人●●市薬剤師会会員、一般社団法人●●市医師会会員を対象としたポリファーマシー対策に関する研修会を定期的を開催するため、一般社団法人●●市薬剤師会薬局機能向上委員会にて企画運営を行うこととする。